

ニュース・レター

第31号 2008.4.4

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL:03-5319-1773

FAX:03-5319-1774

CONTENTS

全国犯罪被害者の会 第8回大会「新しい刑事司法と少年法を考える」	02	11
少年法の改正	08	13
決議	09	16
スウェーデンの被害者参加制度について	10	18

全国犯罪被害者の会 第8回大会「新しい刑事司法と少年法を考える」開催にあたって

代表幹事 岡 村 勳

第2回犯罪被害者週間にあたり、「あすの会」は第8回の大会を開くことにしました。まず、これまで物心両面で会を支えてくださった「犯罪被害者を支援するフォーラム」に心から御礼を申し上げます。また、本日はご多忙のところを但木検事総長が特別講演をしてくださいます。現職の検事総長にお越しいただくのは、我々にとって大変勇気づけられることです。本当にありがとうございました。

この会は今から約8年前、2000年の1月23日に飯田橋のボランティアセンターで呱々の声を上げました。その日は寒い日でしたが、80人しか入らない会場に240人の方々が詰めかけて、そして被害者の方々が悲痛な言葉で現状を訴えられたのです。それを契機に全国犯罪被害者の会を設立して、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める運動を今日まで行ってまいりました。

さまざまな方々のご理解を得て、2003年には犯罪被害者等基本法が、2005年には犯罪被害者等基本計画ができ、さらに本年(2007年)の6月20日には「犯罪被害者等の権利利益の保護をはかるための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が制定されました。被害回復・経済的制度につきましては、先の犯罪被害者等施策推進会議で大きな方針が出されています。

私どもが運動方針として掲げてきた目的はおおむね達成され、また犯罪被害者等給付金支給法の支給金額も、自動車損害賠償保障法の未加入者の事故に対して支払われる金額と同程度は払われるようになりました。これまで暑い日も寒い日も、全国を回って署名運動をなさってくださった被害者の皆さん、本当にご苦労さまでした。またそれを支えてくださった皆さんにも心から御礼を申し上げます。

私たちの運動はこれで終わったわけではありません。新たな制度がスムーズに実現できるように、犯罪被害者の皆さんに周知しなければなりません。また、確定記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等については、今後の問題として残されています。

さらに少年法の問題があります。犯罪被害者等基本法では、少年事件も一般の刑事事件と同じように被害者の権利・利益を保護しなければならないということが記載されていますが、少年法の分野では被害者が参加できる余地がきわめて限られています。少年事件の場合も、被害者が関与することによって事件の全貌を知り、またそれによって被害者自身の癒しになるような運動をしなければなりません。

残念ながら法律家の中にはまだ我々の運動に理解を十分示してくれない方々もいて、加害者にはある基本的人権が、被害者にはないように思えることがあります。加害者を助けることが社会正義で、そのためには被害者が犠牲になるのもやむをえないという考えがあるようにも思われます。しかし、我々は「加害者の権利は加害者の権利として尊重します。それと同時に今まで無視されてきた被害者にも権利を与えてください」と言っているだけなのです。また、傷つけられた被害者と傷つけた加害者と、どちらが大事か。これがわかつてもらえないことは残念です。

犯罪は「明日はわが身」です。誰がいつ被害者になるかもしれません。これから生まれてくる被害者に、私たちと同じような苦しみに遭わせたくないということで「あすの会」という名前をつけました。これからも我々はがんばってまいりますので、今以上のご支援・ご指導をお願い申し上げます。

全国犯罪被害者の会 第8回大会 新しい刑事司法と少年法を考える

2007年(平成19年)11月25日／主婦会館 プラザエフ7F(東京・四ツ谷)

ここでは巻頭言でご紹介した「開会の辞」に引き続き行われた「全国犯罪被害者の会 大会」を、ダイジェスト版でご紹介します。前半のプログラムでは、検事総長の特別講演「犯罪被害者と検察」と6月20日に制定された「犯罪被害者等の権利利益の保護をはかるための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」についての詳細の解説が行われました。引き続き、後半は少年犯罪の被害体験の報告を交えながら、現行少年法が抱える問題点や矛盾がテーマとして取り上げられました。

祝 辞

高橋 宏・公立大学法人首都大学東京 理事長

私は7年前に設立された「全国犯罪被害者を支援するフォーラム」の事務局を預かっています。2000年に文藝春秋で岡村さんが「私が見た犯罪被害者の悲惨な現状」という論文を発表されました。そして石原慎太郎が僕のところに、「お前、これ読んだか。日本をこのまま放っておいていいのか」と大変興奮してやって来ました。奥さんを刺し殺され失意の中でお嬢さんから励まされ、岡村さんが心機一転立ち上げたのが「あすの会」でした。2000年7月に石原が「時局を語る会」を開いたとき、岡村さんに30分しゃべってもらいました。満場の1000人の聴衆が水を打ったように静まりかえり、終わった後、「何とかしなきゃいかん。政治も民間の善意も含めて応援しなければ」ということになり、「フォーラム」を立ち上げたわけです。2000年の10月でした。代表発起人はアサヒビルの樋口広太郎さん、トヨタ自動車会長の奥田碩、そして石原慎太郎、そして瀬戸内寂聴さんに決まり、山本千里と私が事務局長になりました。そのとき250人ぐらいの仲間で3000万円ぐらい集まつた。テレビ局はほとんど全部取材にきて、その夜、NHKもテレビ朝日も放映してくれました。

それから「あすの会」の皆さんは献身的に動かれました。ヨーロッパ諸国の現場検証をされ、国会でもアピールをして動いた。このような努力が実を結んで、刑事訴訟法の改正にもこぎつけたわけです。

「あすの会」の皆さん、これからも健康に留意されて運動をもっと盛り上げていきましょう。そうすることで日本はよくなります。ありがとうございました。



特別講演「犯罪被害者と検察」

但木敬一 検事総長

検察官は犯罪に対する刑罰権行使の主要な担い手です。まず犯罪を捜査し、犯人を起訴するか不起訴にするか、起訴しなければならない場合は罰金か公判請求かを判断し、公判請求した場合は裁判の中で有罪を立証し、最後に求刑をします。判決が下ると、内容によって上訴の是非を検討します。刑が決まれば、その執行指揮も担当します。

被害者は復讐権や私的報復権を取り上げられているので、刑事手続の担い手である検察官は被害者の悲痛な気持ちや苦しみを抱いて、その気持ちを汲み上げた上で検察権行使しなければなりません。

私は、地方の検察庁を回り若い検察官たちと座談会を行っていますが、今必ず出るのが被害者の問題です。昭和60年代の始めに、伊藤榮樹元検事総長は『被害者とともに泣く検察』というスローガンを標榜しました。その時代の被害者は、ものを言えぬ被害者、泣き寝入りを強いられた被害者でした。今は、ものを言う被害者、権利を主張する被害者に検察がどう対応するかが求められています。したがって、「あの時代の被害者問題と今の被害者問題と同じように考えて対応するのは間違った」ということをまず話しているのです。

また、被害者の方が、刑事手続の中で何とかして自分の気持ちを汲んでもらいたい、自分の気持ちをぶつけたいと思ったときに、その相手は検察官しかいない。時に被害者の方は理不尽かもしれない、感情的かもしれないが、それを間違っていると思ってはいけない。それを理不尽だと思うのは、検察官という立場でものを見ているからだということを伝えています。

どの検察官も苦吟して、被害者の方たちの苦痛を背負い、被害者の心情を汲んで、正義を実現するために何をなすべきかということを一生懸命考えているのだということはどうか信じてください。

犯罪被害者の方々の中には、警察や検察庁に呼ばれてずいぶん不愉快な目に遭われた方もいると思います。私も被害者になって調べられたことがあり、調べを受けるのがどれほどつらいことかよく分かるようになりました。しかし、真相の究明や皆さん方の心情を汲んだ処分・求刑をするためには、痛みにも耐えていただかなければその先に進まないとい



うことをぜひご理解いただきたいのです。

もう少し各論的に、検察庁が今被害者の方たちのためになんことを考えているのかということについて話しますと、まず被害者通知制度というものを全国に設けておりまして、事件の処理内容や裁判時期、裁判結果、刑の執行状況などを皆さんのお望にしたがって通知します。不起訴となった場合に、皆さんはどうしても納得できないときは言ってください。皆さんのお話をしっかりと聞き、丁寧に説明するように全国に指示しております。また、不起訴事件は原則、記録は非公開ですが、民事の損害賠償請求をする際に、重要な部分はご覧いただけます。公判中の記録の閲覧・臘写も以前は禁止でしたが、今は原則ご覧いただけるように変わってきました。さらに、検察審査会法が改正され、不起訴事件について、二度起訴相当の議決が行われると、起訴手続が取られるようになります。

それから、被害者の方の情報の保持・秘密の保持という観点から申し上げますと、被害者の方から申立てがあれば、裁判の中で最初から最後まで名前は伏せられるようになります。また、被告人と被害者が顔を合わせずに証人尋問が行えるビデオリンクという方法もられています。

刑事訴訟法改正と裁判員制度の導入で、刑事裁判は現在とはまったく違う革命的な時代に入るでしょう。検察官と被害者の関係も革命的に変わります。法廷において、検察官と被害者の方はすごく近いところに位置するようになります。そしてお互いに意思を疎通させながらひとつの刑事裁判を遂行していくという関係に立ちます。これから時代、何よりも大切なのは皆さんと私どもがお互いにその心情を理解しながら、理解と信頼の下で制度を運用していくことです。検察官と手を携えて正義の実現のためにぜひご協力をいただきたいと思います。

[犯罪被害者のための新しい制度について] 被害者参加・損害賠償命令について

高橋正人 弁護士

今年の6月20日に国会を通った被害者のための刑事訴訟法の大改正について、その内容を簡単に説明いたします。

まず、今回の改正により、検察官に対して説明を求めることが権利として認められるようになりました。被害者の求めに応じて、検察官は、どのような手続を裁判所に対して行う予定か、あるいは行ってきたのか、被害者に分かり易く説明しなければなりません。たとえば、なぜ、殺人罪で起訴せず、傷害致死罪という軽い罪名で起訴したのか、被害者からの要求があれば、検察官は、十分に納得のいく説明を被害者にしなければなりません。今まででは、検察官の好意で説明が行われていましたが、被害者が求めれば検察官は必ず説明しなければならない義務が明記された訳です。

次に、被害者は、検察官の近くに座って(在廷権)、検察官とともに刑事裁判に直接参加することが認められるようになりました。今まででは傍聴席で検察官の訴訟行為を見守るしか方法がありませんでしたが、改正により、バーの中に入つて検察官とともに直接裁判に参加することができる訳です。

具体的には、検察官とは別に、被告人や証人に被害者自ら反論する権利が認められるようになりました。これを被告人に対する質問権及び証人尋問権と言います。具体的には、被告人やその家族(情状証人)が、言いたい放題述べていた場合、その場で直ちに検察官に申入れをし、裁判長から発言の許可を得ることを取り次いでもらい、許可があれば、被害者自ら、または被害者が依頼した被害者のための弁護士(これも近いうちに国の費用で選定してくれる制度ができる予定です)が、被告人や情状証人に反論することができる訳です。今まで被告人の勝手な言い分を、傍聴席でただただ黙って見ていることしかできませんでしたが、それが自分で、あるいは被害者のための弁護士によって、問いただすことができるのです。

最後に、検察官が行う求刑とは別に、被害者の視点で独自に求刑する権利も認められるようになりました。

このように、「被害者参加制度」では、5つの権利が被害者に認められました。

次に「損害賠償命令制度」です。これまでの制度では、被害者が蒙った損害を被告人に金銭的に償ってもらうためには、刑事裁判とは別に被害者自ら民事裁判を起こす必要がありました。しかし、今回の改正により、刑事の判決



が言い渡されたら、ただちにその場で、刑事の裁判官が刑事の裁判で使った証拠資料を用いて損害賠償の審理を始めてくれるようになります。しかも、審理は、原則4回以内で通常、3ヶ月くらいで終わらせなければなりません。短期間のうちに、刑事の裁判官が民事の賠償命令を言い渡してくれる訳です。費用の負担も格段に少なくなりました。印紙代は、損害額如何に関わらず、一律2000円で済みます。

日本の刑事裁判の法廷の風景は、裁判員制度と相まって、来年の秋ころから一変します。これは戦後60年続いてきた被害者を蚊帳の外に置いてきた刑事裁判に、新たなページを切り開くものです。

記録閲覧・謄写、情報保護について

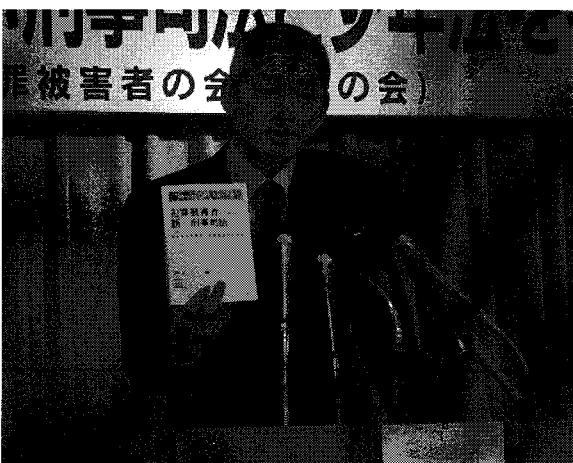
京野哲也 弁護士

今回の法律改正の中で、記録の閲覧・謄写関係と被害者の情報保護の2つをご説明いたします。

被害者には、刑事裁判の記録を通じて事実を知ったり、民事の裁判を起こしたいというニーズがあります。2000年の法律改正で、それまで一切できなかつた記録の閲覧・謄写が認められるようになりましたが、それは損害賠償請求など正当な理由がある場合に限られていました。今回、とくに理由を明らかにしないでも被害者が求めれば閲覧・謄写ができるようになりました。

また犯罪被害者、とくに性犯罪被害者の方は、プライバシーの侵害を受けたり、危険にさらされないように、公開の法廷で起訴状や証拠書類の読み上げの際、被害者を特定できないような形で述べることができるようになりました。加害者の弁護権との関係で、すべてが認められるわけではありませんが、一定の進歩と言えると思います。

この制度はまだ十分なものとは言えません。加害者のプライバシーを守るという理由で、記録のほとんどが黒く塗りつぶされていましたが、被告人の身上調査が出てこないなどの問題点はあります。しかし、被害者保護のために前進した内容であり、適正に運用されることを引き続き求めたいと思います。



新しい被害回復制度について

白井孝一 弁護士

「あすの会」ができた目的のひとつは、犯罪被害者の権利確立と経済的援助のための被害回復の充実にありました。犯罪被害者等基本計画を実現するため作られた「被害回復、経済的支援のための検討会」の中で、岡村

先生が新しい保障制度のあるべき姿について意見書を提出しました。私も「あすの会」の300名近い会員の方々の実態調査や、何人かの会員の方の具体的な資料を出し、実際に経済的にこれだけ困っているからこういう改革をしてほしいという提言をしました。その結果、抜本的な保障制度の創設はできませんでしたが、最大限の改正・改善をすることで最終的に取りまとめられました。

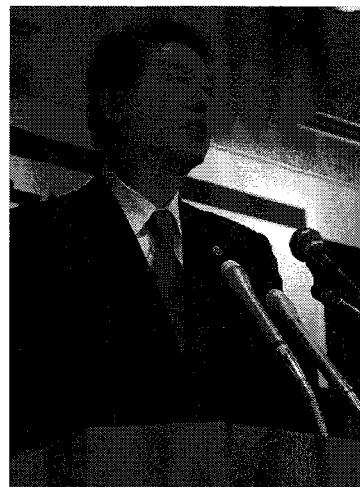
まず理念として「社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」、目的として「犯罪被害者等が、その置かれている状況等に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために必要な支援を行うこととする」という内容が明記されることになりました。

この理念と目的は、基本法3条の「犯罪被害者には、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利がある」ということを前提としており、今後、作られるであろう保障に関する法律は、それに基づき解釈・運用されることになります。

それから給付水準が引き上げられ、遺族給付・障害給付とも最高額は自賠責保険政府保障事業並みになります。重度障害者の引き上げを重点的に行うこと、引き上げ基準の設定や金額の算定には、将来得られるであろう利益の喪失も考慮することや、若年層の被害者が中高年齢層と比べて不適に低額とならないよう配慮することなどが定めされました。

カウンセリングについては、とくに性被害の方、重篤なPTSDの被害の方などは保険で受けられるようになります。また地方自治体に対策を求めることも定めています。

また現在は保障の請求期間に時効がありますが、やむを得ない事情であったことが証明されれば申請できることになりました。仮給付などを迅速に受けられるように、



運用面の改善も期待されています。このほか被害者の方の経済的支援に関する総合的なアドバイザーを育成することが定められています。

この制度は一般財源を原則として、政府全体として予算を取るべきであるということが盛り込まれ、同時に民間基金を設立して保障から外れた人たちを救済していくことも言及されています。今後、制度の充実のために、皆さんのがん心とご意見を寄せていただくようお願いします。

祝辞 早川忠孝衆議院議員

このたび自民党政務調査会の「犯罪被害者等基本計画の着実な推進を図るプロジェクトチーム」座長に就任をさせていただきました。まず第2回犯罪被害者週間を迎えるに当たり、ご尽力をいたいたい関係者の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立しました。岡村弁護士が多くの方々の犯罪被害者の家族の方々を集められ、さらに全国に署名活動を展開し、国会議員を動かすところまでいかれた。

私は平成15年まで東京弁護士会の副会長を務めた後、衆議院選挙に当選させていただき、最初に取り組ませていただいたのが、犯罪被害者等基本計画の策定の作業です。多くの自民党の国会議員が、犯罪被害者の方々の権利、利益を保ち、名譽を尊重していかなければならないという意識に燃え立ち、自民党を大きく動かしました。

今回の犯罪被害者等基本計画の策定と3つの検討会における報告が、犯罪被害者のための支援策を大きく前進させるということを私は確信しております。犯罪被害者の方々に対して、少なくとも自賠責並みの損害賠償を実現していくことが今回の検討会の大きな目玉だと思っております。さらに犯罪被害者の方々に公的な費用で弁護士をつける制度の構築も大きな課題です。

被害者の方々に対して、国としての特別の給付を、党派を超えて全会一致で実現していきたい。そのための懸命の作業を今、行っています。何とか我々ができるることをして参りたいという決意を表明して、ご挨拶に代えさせていただきます。



[少年犯罪について]

体験報告 土師 守

1997年5月24日、当時14歳の少年により私の次男が殺害されました。3日後、頭部を犯人の少年が通っていた中学校の正門前に放置した上、警察に対して挑戦状まで送りつけたという極めて残酷で猟奇的な事件でした。

私は少年法の矛盾に驚かされました。少年審判では傍聴も認められず、動機や審判の経過、少年の供述内容、少年の両親の事件に対する思い、遺族への謝罪の気持ちの有無など、まったく知ることができません。つらい心情を審判廷で発言することも、両親の供述調書と少年の精神鑑定書を見ることもできませんでした。得られる情報はマスメディアによる伝聞のみで、その信憑性も検証できず、真実は一切わかりませんでした。

やがて審判は終了し、少年は医療少年院に入所し更生の道を歩むという決定が下されました。異例にも審判の決定要旨がマスコミに公表されましたが、私たちにそれは届けられず、審判決定書の全文も見ることはできませんでした。

事件の背景や責任の所在を明らかにするために民事訴訟を起こしましたが、相手が事実を認めたため争点にならず、資料は一切見られません。勝訴しても賠償金支払いもまったく期待できません。裁判をして唯一よかったのは、両親の責任も認められたことでした。

少年法が抱える問題点につきまして、私なりの考えを述べたいと思います。

加害少年の保護、更生を考えるという基本的精神には私も賛同しています。しかし重大な犯罪と軽微なものと同列に扱うのは許されないと私は思います。最大の問題は、少年審判を非公開とする原則です。犯行理由や状況、加害者の詳細、どうすれば被害を防ぐことができたのかなどについて、深刻な犯罪の被害者には知る権利があるはずです。加害者を守るために、被害者がその権利を奪われるのは本末転倒ではないでしょうか。

また加害少年には罪を十分に認識させる必要があると思います。悲しみの底に深く沈んだ被害者や憤怒に震える遺族の姿を知り、痛切なお詫びの気持ちから後悔の念を導き、そこから真の更生は始まるのではないでしょうか。

通常、少年審判では加害少年の主張に反論する人がいないため、自分の立場を有利にするための嘘が事実として認定されてしまう恐れがあります。それが処分決定に大きな影響を及ぼし、被害者の尊厳も大きく損なわれてしまいます。被害者や遺族が審判に参加すれば、真実を述べる可能性が高くなると思います。その際には、加害少年や両親への質問権も認められるべきです。

また被害者が少年であれば、小さな兄弟がいる可能性は非常に高いと思います。加害少年は法律で保護されていますが、被害者の兄弟に公的な支援は何もありません。

自力で立ち直らなければいけないというのは、あまりにも理不尽です。

現行の少年法は被害者の尊厳に配慮しているとは言えません。加害少年の保護と同時に、その点を配慮した内容に改正してほしいと切に希望します。

体験報告 松尾剛史

事件が起きたのは平成13年6月14日です。翌日、午後2時に私の長男・翔平は亡くなりました。まもなく16歳を迎えるというときでした。

6月9日に運動会で応援団員をした長男は、翌日、男子生徒15名ほどと女子生徒5、6名とで内緒で打ち上げ会をやり、そのとき少しアルコールも出てしまいました。酔った女子生徒がベッドのある部屋で横になり、その後、長男も酔って具合が悪くなり、そのベッドの部屋に行きました。女子生徒が部屋を出てベッドが空いたところに横になった。そこに女子生徒が戻ってきて、「私も横になっていい?」と言って横になったのです。そこにいた別の女子生徒に注意されて、長男は部屋を出ました。その夜、女子生徒は帰宅後、友人の少年に「男の人と寝た」というようなことを電話で言つたのです。焼きもちやきのその少年は肉体関係があったと思い込み、長男を探し出して6月14日の放課後に学校前に呼び出して決闘を求め、長男が断るとその夜、公園に呼び出しました。相談をした何人かの友人がその場所についていきました。そこから無理やり連れて行かれた長男は一方的に暴力を振るわれ、公園の縁石に頭を打ちつけて意識を失つたのです。相手は逃げ、友人が救急車を呼んでくれました。当時、私は単身赴任中でしたが、連絡を受け未明に病院に駆けつけました。長男は集中治療室に入っていました。

私の姉に病院から電話をしたとき、「朝刊に書いてある事件、翔ちゃんのことなの」と言われ、新聞を見たら「女性問題がもとで高校生同士が喧嘩、1人が重体」とあります。あまりにもひどい、真実を知りたいという思いはそこから始まりました。その後、長男は励ましの甲斐なく亡くなつたのです。

朝、知らない人が病院に来て、「うちの息子が大変なことをして」と言います。もらった名刺を見ると北海道警察の警視でした。

その後、現場にいた長男の友人から話を聞きました。すでに警察は事件の夜、加害者の仲間を聴取して、翌日、その警察官の息子が逮捕されました。警察は生き残っている加害者の言い分を聞き、あらすじを決めて証拠集めをするのではないかと思います。そして新聞記者が警察担当者に聞き、あのような記事になる。息子の友人の話と新聞の記事が違うのはなぜか、真実は何か。通夜と告別式のとき、私はそのことを話しました。

犯人の少年は7月3日が16歳の誕生日で、なぜか7月2日に地検に送られ、その日のうちに家庭裁判所に送られました。

警察からはそのことを知らされませんでした。私は家裁で記録の閲覧・謄写を申し込み、逮捕時の加害者の供述を知りました。私は全部読んで、その矛盾点を書き出して、その調書がいかにでたらめであるかを意見陳述で説き、逆送してほしいと主張しましたが、それはかないませんでした。また、一方的に悪い印象を与えるような報道をした新聞社や放送局を回りました。その結果、この事件についての私たちの言い分を報道してくれたところも少しづつ出てきました。

審判結果では相手側の一方的な加害行為ということを認められましたが、逆送ではなく中等少年院送致になりました。

その後、民事裁判を起こし、2006年、1審で賠償金支払いの判決が出ました。加害少年の親や原因を作った女子生徒の責任も追及しましたが認められませんでした。今年、最高裁の判決が出たのですが結果は同じでした。賠償金は払われていません。お金がほしいのではなく誠意を見せてほしいということで、今、弁護士を通じて調整をしているところです。

優しかった長男が戻ってこないのが私としてはいちばん悔しいです。法律改正だけで犯罪はなくせないかもしれません、その中身や被害者の実態をすべての人に知ってもらい、地域から犯罪を起こさない、犯罪を起こすような子どもが育つのを周囲が許さない風潮が育っていくことが私の願いです。

体験報告 古山君子

平成17年11月10日の夜、私は仕事に出ていて家で留守番をしていた高校1年生の一人娘、優亞を殺されました。娘が2歳の時に離婚し、以来ずっと母子2人で生活をしていました。翌11日早朝、仕事を終わらせ私は自宅の団地に帰りました。中に入ると玄関には大量の血痕、散乱した荷物などで足の踏み場もありません。慌てて居間を見ると、全身真っ赤に染まった娘が仰向けに倒していました。「ゆうー、ゆうー」、何回も叫びましたが動きません。早く助けてもらおうと警察に電話をするのですが、なかなかつながりませんでした。

その日の夜半、取り調べの後、実家へ戻ったとき、ニュース速報で、同じ団地に住む16歳の少年の逮捕を知りました。知らない名前でした。

娘は全身に50ヶ所以上の傷を負わされ、必死に逃げ回り、頸部を切られ殺害されたのです。

少年は、家庭裁判所の精神鑑定で「広汎性発達障害」と分かりましたが、逆送されることになりました。裁判ですべてが分かると信じて傍聴してきました。しかし検察官の質問に投げやりに答える少年からは反省の態度など微塵も感じ取ることができず、怒りや憎しみを抱きました。

盗んだ娘のカバンの中から鍵だけを取り出して持ち歩き、しかも台所まで行き、流し台の下の包丁を持ち出している。

これだけで十分な殺意や計画性があったと思います。しかし、判決では計画性は認められませんでした。

同じ未成年でも優亞の名前や写真、小学校の時のビデオまで放送され、あるいは話が週刊誌に掲載されて本当に傷つきました。犯人は、名前も写真も親の名前も世の中に出回ることがないのです。裁判では、入退廷はついたてで覆われ、席も裁判官へ向いていて、表情などまったく分かりません。どんな嘘を言っても、最後に「申し訳ありませんでした。反省しています」と言えばそれがまかり通るのだと感じました。

今の少年法では刑が軽く数年で社会復帰します。それで更生ができたと誰が判断するのか、再犯したら誰が責任を取るのか。殺された者は生き返りません。判例に關係なく死刑になって欲しかった。

娘を失い仕事も辞めざるをえず、電話やインターフォンの音にピクピクしながら生活していました。優亞を思い出さない日はありません。今は、優亞を守れなかった罪悪感でいっぱいです。毎日、涙をこらえて少しづつ仕事をしていますが、収入は激減です。二度と悲しむ遺族が増えることのない社会に、そして一日も早く少年法が大幅に改正されることを願っています。

少年犯罪被害者が求めるもの 守屋典子 弁護士

被害者の権利や利益を認めなかつたり、被害者に更なる犠牲を強い形で更生をさせてはいけない。こういう視点が今までの少年法の解釈にはすっぽり欠けていたと思います。

12月から2000年少年法の5年後見直しの法制審が始まります。その中で「あすの会」は次の3点の要望をしています。

少年審判は、加害少年が将来順調に社会復帰できるようにするためにそのプライバシーを保護する必要があるという理由で非公開です。しかし被害者に対しては、公開原則から情報を提供してはいけないということにはならないはずです。また、少年審判では少年の更生に対する協力者だけが出席し、そこで事実認定が行われるため、被害者が後日記録等を見ると、いろいろ事実に反すると



思う部分が少なくないです。そこで傍聴ではなく質問を認めてほしいと考えています。もうひとつは社会記録の閲覧です。社会記録とは、家裁の調査官などが少年の生い立ちや環境等について調査した結果を書いたものです。プライバシー尊重の理由から、被害者に対しても閲覧は認めるべきではないという人もいます。しかし被害者は審判を傍聴して、事実や審理の内容、少年の供述、下された処分やその理由等について知る権利があると思います。少なくとも処分決定に必要な範囲で、重大な被害に遭われた被害者に対して社会記録の閲覧を認めてもいいのではないか。

今回の法制審では、以上の3つの点について強く要望していきたいと思っております。

終わりに 岡村 勲 代表幹事



今後も今までと同じように「あすの会」をさらに発展させて、あすの被害者を救う運動を行っていきたいと思います。

なお、白井弁護士の経済的支援の話の中で、時間の都合上、報告できなかつた点についてご説明いたします。白井弁護士が、被害者に対する補償の諸外国と日本の国民一人当たりの負担額を調べてくださいました。いちばん大きいのはフランスで600円、その次はイギリスで483円、ドイツは271円、アメリカは179円です。ところが日本は8円71銭。国連の分担金はアメリカに次いで世界第2位の日本が、国内の難民に対しては8円71銭しか払わない。もちろん困っている人は犯罪被害者だけでなく、阪神大震災とか中越大地震の被災者の方や生まれながら障害を持っている方もいらっしゃいます。ですから犯罪被害者だけを優遇しろとは言いません。しかし外国と比べて日本はこんなに安いのだ、これでいいのかということを皆さんと一緒に考えてみていただきたくて資料を披露させていただきました。

- ・シンポジウムの最後に、2つの決議案と規約改訂・役員選任について提案があり、いずれも全会一致で採択されました。決議案の詳細は9ページを、規約改訂の内容は8ページをご覧ください。
- ・大会終了後、懇親会がもたれました。

少年法の改正

「賛成13、反対3」。法務省法制審議会で1月25日、一定の重大事件に限ってではあるが、少年事件の被害者に裁判の傍聴を認める要綱案が採択された。少年犯罪被害者の想いの第一歩が、ようやく踏み出された格好だ。

法務大臣は昨年12月、法制審に、「少年事件の被害者に裁判の傍聴を認めるべきか否か、記録を見たりコピーしたりすることを原則として認めるべきか否か、裁判官や調査官に被害を受けた実情や苦しみを述べができる被害者の範囲を配偶者にまで拡大すべきか否か」などの4点について検討するよう指示した。これを受けて法制審少年法(犯罪被害者関係)部会は、12月から本年1月にかけて計4回、討論を重ねた。岡村代表幹事も委員に選ばれ、私も全回、随行で関与させて頂いた。

最終回での「発言」である。ある司法関係者が、「触法少年の事件(14歳未満の少年が加害者の事件)の被害者については傍聴の対象から特に外すべきと強く思います。触法少年による殺人事件は年間数件しかないので、被害者にどれだけ傍聴への要望があるのか、疑わしいからです。」一瞬、場内に、「えっ?」という沈黙の言葉が漂った。

弁護士 高橋正人

その後、ある委員がすぐに呴みついた。「被害者の個人の尊厳を尊重していくという前提でここは議論すべきだ。かけがえのない人の命を奪われた人に対して、あなたの事件は年間の発生件数が少ないから傍聴すべきでないというのはおかしい」。岡村代表幹事も厳しい口調で反論した。「13歳に殺されようが、15歳で殺されようが、被害者の親の気持ちは変わらない。13歳に殺されたから記録だけ見れば良いじゃないかというのは納得できない。加害少年のことだけを考えれば良いという時代は終わったはずだ」。最初に出た「発言」は、その後、委員の間に広がることはなかった。

加害者が成人だろうが、14歳以上の少年だろうが、あるいは触法少年だろうが、被害を受けた人の苦しみ、悔しさは何ら変わらない。だからこそ、基本法は、被害者の視点に立った施策を講じるべきだと書いてある。基本法は、当時の与野党、全ての政党が一致して成立した議員立法だ。少年法第1条には、その目的として、加害少年の健全育成だけが謳われている。基本法に習って、少年法の目的にも被害者の視点を加えるべきだというのが、今や、国民の総意だと思う。

規約改訂のお知らせ

平成19年11月25日開催された第8回大会において、当会の規約改訂が提案され、全会一致で承認されました。この改訂は、今後の会の活動には、今まで以上に専門家の支援が必要になるとの観点から提案されました。

主な改定点は次の2点です。第一点は、今まで会員は被害者に限られておりましたが、それを「正会員」とし、新たに「特別会員」を設けることになりました。「特別会員は、会の設立趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事が特に入会を承認した者」という項目が第5条に追加されました。第二点は、役員である幹事は、正会員及び特別会員の中から総会に於いて選任され(第9条)、幹事のうちの1名を代表幹事、2名を副代表幹事とする(第8条)。この改訂により、更に犯罪被害者のニーズに合った活動が可能になると期待できます。

規約全文は会のホームページ(<http://www.navs.jp>)に掲示しておりますのでご覧ください。なお文書にてご必要な方はメール、ファクスで事務局までお申し越しください。

第5条(会員)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 被害者
- (2) 特別会員 当会設立の趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事が特に入会を承認した者

第8条(役員)

本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事、2名を副代表幹事とする。

第9条(役員の選任)

幹事及び会計監査は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。

2・代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選により選任する。

3・幹事と会計監査は、兼任できない。

決議

2007年11月25日に開催された全国犯罪被害者の会 第8回大会において、二つの決議が満場一致で採択されました。その内容は下記の通りです。この決議の内容を実現するために、「あすの会」はこれからも活動を続けて参ります。

第一決議 公費による犯罪被害者等支援弁護士制度に関する決議

- 1.弁護士の選任にあたっては、被害者等の意向に沿った選任ができるようにし、裁判所によって選任する制度とすること。
- 2.被害者等の経済的困難の審査に当たっては、被害を受けたことによる経済的負担も考慮に入れる制度とすること。
- 3.弁護士に支払われた公費については、被害者等に対して返還を請求しない制度とすること。
- 4.被害者等が混乱することを避けるため、選任された弁護士が刑事裁判のなかでできる権限については、記録の閲覧謄写などを含めて、被害者等が参加人となったときに直面する事項に対処できる制度とすること。

以上決議する。

[理由]

平成19年6月の国会で刑事訴訟への被害者参加制度が実現したことにもない、その附則で定められた「公費による犯罪被害者等支援弁護士制度」が創設されることになった。現在、法務省においてその準備が進められている。そこで、経済的困難で弁護士を依頼することができないため、せっかくできた被害者参加制度を被害者等が利用できないという事態がおきないように、できる限り被害者等の実情及び要望を反映し、公費による犯罪被害者等支援弁護士制度が真に被害者等にとって利用しやすく且つ役立つものとなるようするため、以上のとおり要望するものである。

第二決議 少年法に関する決議

- 1.少年法の目的において、「被害者等の尊厳に配慮しつつ少年の健全な育成を期す」という趣旨を明らかにすること。
- 2.被害者等が希望する場合は、少年審判の傍聴ができるようにすること。
- 3.審判記録の閲覧謄写については、少年の健全育成に著しく阻害と認められる場合を除いては、少年の生育環境などに関する証拠も含めて可能な限り被害者等に開示されること。
- 4.少年の両親など少年の生育に責任を負っている者、および少年自身に対して、被害者等が何らかの形で質問ができるよう工夫をすること（意見聴取の際に意見の一つとして疑問を提示し、それを裁判官から質問するというのも一案である）。

以上決議する。

[理由]

犯罪による被害を受けた時に、たまたま加害者が少年であった場合には、その加害少年に対する刑事司法手続きが、成人と同じ刑事裁判で行われる場合と、少年審判手続きで行われる場合の二つに分かれている。

少年審判手続きで行われることとなったときは、加害少年の健全な育成という目的のために少年の保護が優先され、被害者のなし得る事項は大幅に制限されている。このために、例えば、同じ殺人や傷害致死の被害者遺族であっても、加害少年が刑事裁判に附された遺族は公開の法廷で裁判の傍聴ができ、少年の生育環境に関する証拠も含めて公判の記録も閲覧謄写が認められ、さらに新しい制度では刑事裁判に参加して、少年の両親などの情状証人や、被告人となった少年自身にも質問ができ、求刑意見を述べることすら可能となった。他方、加害少年が少年審判に附された場合の被害者遺族は、審判の傍聴もできず、審判記録の閲覧謄写も大幅に制限されていて少年の生育環境に関する記録は一切見ることができない。また、少年自身に質問することは勿論、少年を生育した責任のある両親などへの質問すらすることができない。

このように、同じように少年によって被害を受けたのに、刑事裁判となった場合と少年審判となった場合とでは、被害者等が大きな差別を受けている。にもかかわらず、加害少年の健全育成のためには、そのような差別は当然のこととされ、被害者等はその差別を我慢しなければならないとして、その不合理が顧みられることはなかった。これでは、犯罪被害者等の犠牲の上に加害少年の健全育成をはかっていると言われても仕方がない。

そもそも、加害少年の健全育成という目的はそれとして尊重しながらも、被害者等の尊厳に可能な限り配慮することは十分に可能であり、刑事裁判の場合と少年審判の場合の不合理な差別をできる限り是正する努力がなされるべきである。このようなことから、犯罪被害者等基本計画では、「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」旨が定められた。

そこで、全国犯罪被害者の会（あすの会）としては、犯罪被害者等基本計画にのっとり以上の通り改正を求めるものである。

スウェーデンの被害者参加制度について

弁護士 高橋正人

在日スウェーデン大使館で2月15日、同国の弁護士を招待して講演会が行われた。題材は、我が国でいうところの被害者の刑事裁判への参加の制度(被害者参加制度)と、刑事の裁判官が民事の損害賠償命令を言い渡す損害賠償命令制度についてである。スウェーデン社会研究所が主催し、東北大学の招きで来日したギータ・ハディング・ウイヴェルさんが、約2時間熱弁を振るった。ウイヴェルさんは、スウェーデン弁護士連合会理事の要職にあり、長年、被害者弁護や虐待児童の支援に尽力してきたベテラン弁護士だ。

講演は、ウイヴェルさんの虐待児童支援の経験談から始まった。同国では100年も前から被害者参加制度などがあったが、被害者ための弁護士が国の費用で選任される制度がなかったので大変に使いづらく、これを改めるために1988年、国の費用で被害者のための弁護士を雇う国選被害者弁護人制度と国選児童弁護人制度が成立したことである。選任された弁護士は、被害者とともにバーの中に入り、検察官の隣に座って、被害者に代わり、被告人に直接質問したり、証人に尋問したり、あるいは、検察官とは別に求刑したりすることができる。我が国の被害者参加制度とほぼ同じ内容だ。

また、刑事の裁判官が、刑事判決の言渡し後、各犯罪の類型ごとに賠償額が定まっている金額を、被告人に賠償するよう命じることもできる。これはまさに我が国の損害賠償命令制度に匹敵する制度だ。賠償金額は殺人事件で数百万円程度のことだが、一方で、ス

ウェーデンでは、社会福祉制度が我が国と比べものにならないくらい充実しているから、単純には比較できないとのことであった。素晴らしいのは、被告人が支払えない場合は、法務省から独立した犯罪被害者援護庁が立替払いをし、後日、同庁が被告人から10年分割で取り立てことになっていることだ。この点は、我が国にはないシステムであり、今後、見習うべきだ。

講演終了後、近くのレストランで懇親会が開かれ、あすの会のヨーロッパ調査でご一緒させて頂いた愛知大学の加藤教授といいくつか質問をさせて頂いた。日本では、被害者が参加すると感情的になったり法廷が混乱するという批判もあるが、スウェーデンではどうかという質問をしてみたところ、「混乱することはありません」と断言された。

また、我が国では、被害者を目の当たりにすると被告人が言いたいことが言えなくなるとの理由で日弁連執行部が猛烈に反対しているがどう思うか、とたたみかけてみた。すると、なぜそのような質問をするのかと言わんばかりに困惑した表情になり、少し間をおいてから、「どのような『フィクション』で反対する理由が私には全く理解できない」「刑事司法は全ての人のためにあるはずです。被告人のためにも、被害者のためにもあるものです」。

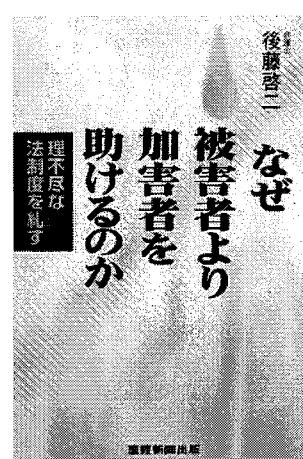
なにかと議論を巻き起こした我が国の被害者参加制度ではあったが、確信に満ちたウイヴェルさんの受け答えに、改めて意を強くした。

新刊紹介

なぜ被害者より加害者を助けるのか 理不尽な法制度を糺す

後藤啓二(あすの会顧問弁護団 弁護士) 著
産経新聞出版／定価1,500円(税込み)
平成20年3月14日発行

加害者の権利保護と比べて著しく立ち遅れている被害者の権利保護や経済的支援、再被害防止対策などわが国の被害者をめぐる法制度の問題点を厳しく批判し、改善策を提言したものです。
書店にお求めください。



活動報告 2007年10月～2008年3月

2007年10月

- 8日 本村幹事が「ふくしま被害者支援センター」と県警の主催の会で講演した。
- 13日 長崎県・県警主催の会にて関西会員が人形劇「悲しみの果てに・絶望」を上演した。上演後「私たち被害者にとって終わりはない」と訴えた。高校生150人が参加し真剣に聞き入っていた。
- 19日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に高橋弁護士、小林弁護士、米田弁護士、松村幹事が出席した。あすの会は公費による被害者支援弁護士制度の意見書（案）を提出し、裁判所選任による国選弁護制度を要望した。内閣府より、犯罪被害者等支援に関する3つの検討会の最終取りまとめに関する報告があった。
- 同日 第3回自民党政務調査会法務部会少年法に関する小委員会のヒヤリングに土師幹事、京野・高橋・米田弁護士が出席した。あすの会は意見書に敷衍して、（1）少年審判の傍聴について、（2）加害少年に対する質問権について、（3）記録の閲覧・臘写について、（4）意見聴取について、（5）修復的司法について、被害者の要望を説明した。
- 26日 第5回自民党政務調査会法務部会少年法に関する小委員会に岡村代表幹事、米田弁護士が出席した。
- 29日 第4回基本計画推進専門委員等会議に岡村代表幹事が出席した。3つの検討会による最終取りまとめの報告と、各省庁における犯罪被害者等施策の進捗状況の報告がなされた。

11月

- 5日 岡本真寿美会員が「第3回和歌山犯罪被害者フォーラム」にて講演した。「誰がいつどこで犯罪に巻き込まれるかわからない。被害者の声を聞いてほしい」と訴えた。
- 10日 近藤会員が小金井市「カンガルー・ポケットの家」の会員向けの講習会で講師を務めた。12月1日には2回目があり、小金井市でも犯罪被害者の権利を認める取り組みを推進されるようお願いした。
- 12日 岡村代表幹事、高橋弁護士が警察庁刑事局刑事企画課と面談した。「捜査における取り調べの適正化」について、被害者の立場からの意見を聴きたいとの申し入れがあった。
- 15日 内閣府第1回「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」企画分析会議に松村幹事が出席した。調査方法と内容を検討した。

同日 「全国犯罪被害者の会 第8回大会」について記者会見をした。岡村代表幹事、松村・内村幹事、田村会計監査が出席した。大会の主旨、プログラム内容を説明し、大会を世間に広報してくれるようマスコミ各社に依頼した。

- 17日 本村幹事が、NPO静岡犯罪被害者支援センター、静岡県静岡県警本部、静岡市主催の講演会で講師を務めた。
- 19日 公明党の少年法ヒヤリングに岡村代表幹事、京野・守屋・高橋弁護士が出席した。
- 同日 中野区役所ロビーにて犯罪被害者の理解を求めてパネル展示を行った（22日まで）。
- 25日 全国犯罪被害者の会 第8回大会（第2回犯罪被害者週間）を開催した。但木検事総長が「犯罪被害者と検察」との演題で特別講演をされ約220人の参加者があった。
- 27日 渡辺幹事が神奈川県犯罪被害者支援シンポジウムにおいてパネリストとして出席した。

12月

- 1日 本村幹事が鹿児島にて講演した。
- 同日 「第2回犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会に松村副代表幹事がパネリストとして参加した。
- 6日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に宮園・高橋幹事が出席した。自民党は、オウム真理教による犯罪被害の救済に関する考え方を提示したが、検討しなおした案を法案として提出する予定との説明があった。
- 7日 内閣府第2回「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」企画分析会議に松村副代表幹事が出席した。調査票についての検討をした。
- 9日 本村幹事が第12回阿南市人権フェスティバルにて講演した。
- 10日 岡村代表幹事と少年事件被害者を中心とした会員が東京家庭裁判所を見学した。審判廷の視察、裁判官との意見交換をした。
- 12日 警察庁有識者懇談会に岡村代表幹事が出席した。鹿児島県議選の選挙違反無罪事件や富山件の冤罪（えんざい）事件など、取り調べの在り方が問われている現状を受け、有識者による懇談会が開かれた。
- 13日 第1回法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会に岡村代表幹事が出席した。守屋・高橋幹事が随行した。少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るために法整備について4回審議される予定である。

14日 糸賀・近藤会員が足立高校定時制過程セーフティーカフェにて講演した。

17日 上川大臣が特命担当大臣に再任されたお祝いに松村幹事、高橋弁護士、近藤・住山会員が大臣室を表敬訪問した。

20日 民主党法務部門会議に松村・高橋幹事、後藤弁護士が出席した。少年審判への被害者等の関与について被害者からヒヤリングが行われた。

21日 第2回法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会に岡村代表幹事が出席した。京野弁護士、守屋・高橋幹事が随行した。被害者等による少年審判の傍聴について少年犯罪の被害者等からヒヤリングを実施した。

同日 菅谷会員が千葉県鎌ヶ谷署にて講演した。「被害者救済は始まったばかり、貧困に苦しむ被害者は多い」と訴えた。

同日 内閣府第3回「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」企画分析会議に松村幹事が出席した。調査票の検討をした。

2008年1月

10日 第3回法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会に岡村代表幹事が出席した。守屋・高橋幹事（弁護士）が随行した。あすの会では、「被害者等による少年審判の傍聴に賛成である。但し、対象犯罪として、傷害を、生命に重大な危険を生じさせた場合に限定すべきではない。生命に危険が及ばなくとも重大な傷害を負わせた場合には含まれるものとすべきである。また、強姦事件及び重大な強制わいせつ事件も対象とすべきである。さらに、傍聴の方法として、被害者代理人弁護士による代理傍聴、モニターによる傍聴も認められるべきである」と要綱（骨子）に対する意見書を提出した。

18日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に岡村代表幹事が出席した。松村副代表幹事、高橋幹事、松畑弁護士が随行した。被害者国選弁護人制度、オウム被害者救済立法についての概要が示された。

24日 内村幹事が千葉県八千代警察署にて100人の警察官対象に「犯罪被害者遺族の11年間」と題して講演をした。

25日 第4回法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会に岡村代表幹事が出席した。高橋幹事が随行した。一定の重大事件に限ってではあるが、少年事件の被害者に裁判の傍聴を認める要綱案が採択された。

30日 岡本会員が長崎地方検察庁において開かれた、被害者との意見交換会に出席した。藤田幹事が同行した。

2月

12日 内村幹事と西村会員が法テラスに関する意見交換会に出席した。

同日 一井会員が愛知県内の少年院「豊ヶ丘学園」で講演した。

15日 松村・宮園幹事が東京都犯罪被害者等支援に関する説明会に出席した。

21日 内閣府第4回「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」企画分析会議に松村副代表幹事が出席した。

24日 松村副代表幹事が熊本県「犯罪被害者支援フォーラム」にて犯罪被害者の現状と必要な支援について講演した。

同日 本村幹事が島根県臨床心理士会にて講演した。

27日 松村副代表幹事他4名が広報用映画「評議」の上映会に参加し最高裁大法廷を見学した。

3月

11日 坂井会員が大阪医療刑務所にて講演した。

12日 岡本会員がかごしま犯罪被害者支援センターの研修会にて講演した。

17日 林幹事が網走刑務所で被害者感情を理解するための教育の一環として講演した。受刑者35名に「犯罪が被害者の生活に甚大な影響を及ぼす。再犯はしないでほしい」と訴えた。

18日 内閣府第5回「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」企画分析会議に松村副代表幹事が出席した。

22日 岡本会員が被害者サポートセンターおかやまにて講演した。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第70回(平成19年10月)～第75回(平成20年3月)

第70回 平成19年10月14日(日) 出席者8名

11月25日に開催予定の全国犯罪被害者の会 第8回大会(第2回犯罪被害者週間行事)のプログラムについて検討し、6月20日に成立した改正刑事訴訟法を踏まえて、「新しい刑事司法と少年法を考える」をメインテーマとすることに決まりました。

内容は、但木検事総長による「新しい刑事司法と検察(仮称)」の特別講演を柱に、被害者参加・損害賠償命令制度、記録閲覧・被害者情報保護、最終案が提案されている被害回復制度について顧問弁護団の弁護士による解説をお願いすることになりました。更に、今後の改正を期待して、少年事件被害者による体験報告と顧問弁護士による少年法の問題点の講演も依頼することになりました。また、大会の祝辞を自民党の早川忠孝議員(上川陽子議員の後任犯罪被害者対策委員会座長)にお願いすることも決定しました。大会決議及び総会において規約改正、役員の選出をすることが提案されました。

第71回 平成19年11月11日(日) 出席者9名

以下の3点が報告・確認されました。(1)11月25日の第2回犯罪被害者週間行事(全国犯罪被害者の会 第8回大会)議事次第及び役割、(2)法制審議会少年法部会委員に岡村代表幹事を選任したこと、(3)会員1名の入会を承認。

引き続き、下記規約改正案の総会に於ける上程に関し討議され、満場一致をもって承認されました。

(1)当会の設立趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事会で特に承認した者について、「特別会員」として入会を認める。(2)現幹事全員の任期満了に伴い、25日開催の総会で前記規約改正案が承認されることを条件として17名の幹事候補者を承認する。

第72回 平成19年12月9日(日) 出席者17名(含委任状)

幹事の自己紹介に始まり、年間幹事会予定(原則として毎月第2日曜日)と第3回犯罪被害者週間行事(全国犯罪被害者の会 第9回大会)を平成20年11月30日に開催することを決めました。規約改正に伴い、白井孝一弁護士、守屋典子弁護士、高橋正人弁護士の特別会員としての入会を承認しました。幹事の中から、代表幹事として岡村勲、副代表幹事として白井孝一、松村恒夫を選出しました。

あすの会の今後の運動方針について話し合い、設立時の

目的はほぼ達成しましたが、被害者参加制度など各施策の実施状況、3年後の見直し等にも関わりを持ち続けて行くことが確認されました。

第73回 平成20年1月13日(日) 出席者17名(含委任状)

岡村代表幹事より、「我々の運動の成果で種々制度が確立されたことにより、会設立の一定の目的は達したとも言えるが、その実施状況を追跡調査していきたい」との活動方針が再度表明されました。そのためには、(1)全国各地に協力弁護士を募り、被害者に理解ある弁護士のネットワーク化を図る。(2)全国の学校へ出向き被害者問題についての啓発活動を行う。(3)街頭署名記録誌「あすに生きる」を補筆し充実させる等が検討されました。更に会員1名の1月13日付けでの除名決議が提案され、審議の結果満場一致で可決されました。

第74回 平成20年2月17日(日) 出席者17名(含委任状)

1月25日に開かれた法制審議会少年法部会で、被害者の少年審判傍聴が可能になることなどが決まった点を含め、審議経過が報告されました(少年法改正の要綱が2月13日に法務大臣に答申されました)。

当会の活動の軌跡を残すべく、署名活動記録「あすに生きる」や大会記録「一瀉千里」を加筆、補筆、校正して保存することになりました。元NHKディレクター東大作氏著書「犯罪被害者の声が聞こえますか」が新潮社から文庫本版として4月に発売されるという報告がありました。

第75回 平成20年3月9日(日) 出席者17名(含委任状)

法制審議会少年法部門委員である岡村代表から、第169回通常国会に「少年法の一部を改正する法律案」が閣議決定されて提出されている旨報告がありました。

その結果、罪状によるが、被害者等による少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写が可能になるとのことです。

ロス事件の進展に絡み、時効についても討議されました。時効になってしまふと、その加害者は何の制裁も受けないという制度には納得がいきません。海外も含め広く情報を集め、時効廃止について提言していくことが了解されました。

関東、関西、九州各地の集会の様子について各責任者から報告がありました。

関東集会報告 第66回(平成19年10月)～第71回(平成20年3月)

第66回 平成19年10月20日(土) 参加者20名(会員13名)

「全国犯罪被害者の会 第8回大会」が11月25日に開催されます。あすの会の設立時からの目標であった「被害者参加制度・損害賠償命令制度」を含む刑事訴訟法等の

一部を改正する法律の成立後、はじめての大会になります。但木検事総長が特別講演「犯罪被害者と検察」を引き受けてくださることになり会員一同感動ひとしおであり、講演が待たれます。大会に向けて、当日のプログラムの説明と役割

分担の打ち合わせをしました。

犯罪被害者週間の取り組みとして、11月19日～22日まで中野区役所ロビーにおいて中野区後援である会「パネル展」が開かれます。あすの会の活動の歩みと被害者の現状を知りたいための広報活動に、集会に参加した皆さんと快く協力を申し出てくださいました。会員の心がひとつになって、広報活動の輪を広げることは喜ばしいことです。

第67回 平成19年11月17日(土) 参加者19名(会員15名)

犯罪被害者週間初日の11月25日に開催する「全国犯罪被害者の会 第8回大会」の具体的な説明と当日の役割分担の確認をしました。内閣府が「犯罪被害者週間国民のつどい中央大会」を12月1日に開催しますので参加の呼びかけをしました。

岡村代表幹事から会の規約改正の提案があり説明を受けました。代表幹事の話を聞き、今後も心をひとつにして活動をしていく気持ちを新たに致しました。

数年ぶりに参加した会員の近況報告と会員2名の裁判の進行状況などが話されました。岡村代表幹事が参加され、会員も笑顔で会話し活気のある集会になりました。来月はカルテットさくらの皆さんによるミニコンサートが開かれるので会員の皆さんに希望曲をお聞きしました。

11月25日の大会を成功させることを誓って散会となりました。

第68回 平成19年12月15日(土) 参加者29名(会員20名)

11月25日に開かれた第2回犯罪被害者週間「あすの会第8回大会」の感想、反省などを話し合いました。「他団体の被害者週間行事より参加者が多かったのは、あすの会への期待度関心度が高いからでしょう。報道陣から多数の取材申し込みを受けましたが、犯罪被害者と加害者の権利の不均衡さやその他に問題があるからでしょう」などの意見が出されました。あすの会発足から8年が経ちましたが、これからも運動を続けて行こうと決意を新たにしました。

3時からは「カルテットさくら」によるミニコンサートが開かれました。曲や楽器の説明を交え、アカペラで10数曲歌ってくださいました。「涙そうそう」が歌われた時には、皆さん色々なことを思い出されたようで、会場のあちらこちらから感慨深い様子が伝わってきました。最後に皆で「故郷」を合唱し、今年最後の集会は終わりました。「カルテットさくら」の皆さん、楽しいひと時をありがとうございました。その上ご寄付まで賜り感謝申し上げます。

第69回 平成20年1月19日(土) 参加者19名(会員14名)

新年の幕開けの集会は、久しぶりに福島県から会員が参加され、環境の変化もあり、大変だったそうですが元気を取り戻されたとのことで、参加者もホッとしました。

中野区では犯罪被害者支援の窓口がスタートするとの

報告がありました。保険福祉部地域ケア分野総合窓口に設けられることになり、新年度より臨時職員が一人配置され、年間240万円の予算が計上されるそうです。中野区在住の会員をはじめとする会員の協力で開催したパネル展等の地道な活動の積み上げが功を奏したものと思われます。その他犯罪被害者類型別継続調査についての説明があり皆さんにご協力をお願いしました。

残虐な事件が毎日のように起こり、報道されているような気がいたします。私たちのような苦しい思いをする人々がいなくなるような世の中になってほしいと思います。

第70回 平成20年2月16日(土) 参加者21名(会員16名)

会員の近況報告から始まりました。「息子を殺害された父は、地方更生保護委員会の審理に出席し、罪の意識もなく謝罪もない犯人に対して、仮釈放は絶対反対の意見を述べたい。息子を殺され未だに犯人逮捕に至っていない母は、未解決事件を絶対風化させてはならないとの思いから毎日多くの人達の協力で犯人逮捕の情報提供の呼びかけチラシを配布した。夫を殺された妻は、既に服役している加害者に罪を忘れさせないために民事裁判をおこした」と被害者、被害者遺族の悔しさ、苦しみ、悩みを話しました。被害者の周囲の人々に残された心の傷は、時が経ても少しも薄れることはないし、片時も忘れることができないのが現実です。

会員の働きかけで、中野区に被害者相談窓口ができます。相談員には、ある程度の法律知識を持ち被害者の気持ちに寄り添えるカウンセリング的な役割を果たしていただけます。そして国内全ての区市町村に被害者相談窓口が設置されることを願い、運動を続けていきたいと思います。

第71回 平成20年3月15日(土) 参加者18名(会員12名)

今回は報道被害について取り上げられました。被害者は真実と異なる報道に苦しめられることがあります。報道被害を受けた方からいろいろな思いが語られ、報道機関から謝罪があった例もありさまざまでした。

交通事故について最近は運転手の過労も問題となり各機関で検討されるべきという意見がありました。裁判の中では精神的な病名が言われるようになりましたが、複雑な病名もあり鑑定の線引きなど理解できないことも多くなりそうです。また、指定病院の中に刑務所が作られるとの話もありました。裁判員制度スタートを前にいろいろ制度も変わりつつあります。

中野区では、被害者相談窓口の4月からのスタートに向けて被害者の求めていることの把握と適正な人材の確保に努力しているとのことです。

参加された報道関係者は、私たちの思いを聞いて、今後の番組制作のエキスになったとの感想をもらされました。

関東集会 次回以降のお知らせ

4月19日(土)13:00～17:00 中野福祉協議会館スマイルなかの 東京都中野区中野5-68-7 TEL.03-5380-0751
5月17日(土)13:00～17:00 中野区勤労福祉会館 東京都中野区中野2-13-14 TEL.03-3380-6946

会費 1,000円

関西集会報告 第78回(平成19年10月)～第83回(平成20年3月)

第78回 平成19年10月8日(月) 参加者13名(会員11名)

大阪府が「平成19年度『犯罪被害者週間』啓発展」を開催するにあたり、大阪府生活文化部安全まちづくり推進課犯罪被害者支援グループの職員の方が相談にみました。会員の市原千代子さんが「犯罪被害者遺族からのメッセージ」として話をされる他にパネルの展示をしますので内容、特設ステージなどの打ち合わせをしました。あすの会顧問弁護団が演じた被害者参加制度・損害賠償命令制度を想定した模擬裁判劇のDVD「私にも言わせてください」も流されることになりました。

人々に少しでも犯罪被害者の立場が理解してもらえるように、これからも私たちに何ができるか、何を進めていくべきいいのか、色々な立場や視点で考え、実行していきたいと思います。

第79回 平成19年11月4日(日) 参加者19名(会員14名)

11月25日から12月1日の犯罪被害者週間における、大阪府の取組でのパネル展示の内容を検討しました。大阪府庁の辻さんが具体的な展示場所の見取り図やパネルの枚数などの説明をされた後に、昨年のパネル展示の在り方の反省から、パネルをいかに多くの方に見ていただけるのかの検討に多くの時間を費しました。関西集会用に用意された6枚のパネルを、あすの会の設立から基本法成立までの活動内容、訴訟参加制度、少年法、未解決事件に割り振り、それぞれのパネルの担当者を決めました。説明に来てくださった辻さんから多くのアドバイスをいただきながら、来場者の目に留まるような展示の内容の検討を行いました。

第80回 平成19年12月9日(日) 参加者13名(会員11名)

11月25日の「あすの会 第8回大会」における、但木検事総長特別講演「犯罪被害者と検察」をDVDで視聴しました。その後、大阪で開催された犯罪被害者週間行事の展示について、取り組んだ方々から意見を出していただき次回への教訓としてまとめました。今回は、会員以外は大阪松原高校の岡本先生と京都の平野さん(大学院生・女性)のお二人が出席されました。岡本先生より、講演についてのお礼がありました。京都の平野さんがセクハラ被害の実情を詳しく説明されましたので、高橋会員他がどのように対処するか助言しました。川田会員より犯人情報を求めるビラ配りに協力の要請がありました。

第81回 平成20年1月6日(日) 参加者 15名(会員13名)

1月31日に内閣府より「犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について」の意見聴取会が大阪で開催されます。その際、関西のあすの会として基本計画の5つの柱のうち三項目について要望することにしました。

「精神的・身体的被害の回復防止への取組」では、身体的後遺症の残っている被害者をケアすること。「刑事手続への関与拡充への取組」では、犯罪被害者等の心情や意見を伝達・聴取する制度を導入するにあたり、現実は聴取する側の対応ができないので責任ある立場の人を活用すること。「支援等のための体制整備への取組」では、犯罪被害者に携わる弁護士には専門的知識を有すること。以上3つの取組について意見をまとめました。

「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」については、オープンの際に参加されていた高校の先生から、高校現場では犯罪被害者についての教育がされていないという生の意見を聞くことができました。

第82回 平成20年2月10日(日) 参加者39名(会員26名)

幹事報告で林幹事より少年法改正について、法制審少年法部会での進捗状況を説明してもらい、関西集会でもより一層進めて行くことを確認し合いました。14時から大阪地裁の樋口裕見裁判官が裁判員制度の説明に来場してくださり、映画「裁判員」を上映後、犯罪被害者遺族も刑事裁判に参加出来るのか、公判前整理手続きには何故被害者遺族は参加出来ないのかなど、活発な質疑応答がなされました。

第83回 平成20年3月2日(日) 参加者24名(会員18名)

議題は「更生保護における犯罪被害者等施策について」で、大阪保護観察所企画調整課の被害者担当官から6ページのレジュメを基に話していただきました。非常に分かりやすく、質疑は活発なものとなりました。平成19年6月15日「更正保護法」が公布され同年12月1日から「更生保護における犯罪被害者等施策」が開始され、大阪保護観察所では(1)被害者担当官の配置(大阪は1名)、(2)被害者担当保護司の配置(大阪は3名)、(3)被害者相談専用電話の設置(06-6949-6522)、(4)被害者専用相談室及び専用案内板の設置という4つの取り組みと、更正保護法までの歴史的経緯等を説明いただきました。当日参加した会員の内6名の犯人が出所する可能性があるためいろいろな質問が出ました。これまで加害者のみしか見てこなかった保護司の視点が被害者に2次被害を与えるのではないか、被害者の視点からの教育を行うべきではないか、保護司の責任・権限が中途半端なものであってはさらなる被害を生むのではないかという懸念も出されました。今回だけで終わるのではなく継続して話していきたいという結論になりました。

大阪府庁から「被害者等を支えるマンパワーの裾野を広げるため犯罪被害者等支援テキスト(仮題)を作成する予定であるが、被害者の視点で地域社会や市町村に求めることを教えて欲しい」と依頼があり回答書を記入し送付しました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：5月4日(日) 13:00～17:00 場所： クレオ大阪西
大阪市此花区西九条6-1-20 TEL.06-6460-7800 会費 1,000円

九州集会報告 第31回(平成20年1月)・第32回(平成20年3月)

第31回 平成20年1月27日(日) 参加者13名(会員8名)

11月の定期集会は全国犯罪被害者の会(あすの会)第8回大会と重なるために延期し、4ヶ月ぶりの開催となりました。第2回犯罪被害者週間には、犯罪被害者自助グループなどが九州の各県でいろいろな催しを行いました。参加された会員より報告が行われました。あすの会の大会に参加した岡本会員は、検事総長の講演から、検察庁の犯罪被害者への取り組みへの意気込みに感銘を受けたことを報告してくれました。

被害者参加制度・損害賠償命令制度が今年12月ごろから施行されるようですが、福岡高等地方検察庁では今後より一層、被害者の意見に耳を傾け対応してくださるとのことです。少年法、少年犯罪をテーマに勉強会を計画していますが、各方面の方々に集会に参加していただきご協力を得られるような活動

をしていきたいとの意見がありました。皆様の参加を待っております。

第32回 平成20年3月23日(日) 参加者7名(会員4名)

被害者の方に集会に参加していただけるように小規模であっても九州単体のイベントが開催できたらという意見がありました。声を上げられない被害者も多いと思いますので、集まって話し合える場があるということを発信できればよいと思います。しかし、実際に開催となると会場の確保や経済的な負担その他諸事情があり簡単ではありませんから、少しずつ活動への協力を呼びかけていくことになりました。講演はよい機会ですので依頼があれば積極的に協力していきたいと思います。

その他未解決事件や時効についても集会時間が足りないくらい話し合われました。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時：5月25日(日) 13:00～17:00 場所： 福岡県農民会館
福岡市中央区今泉1-13-19 TEL.092-761-6560 会費 1,000円

弁護団会議報告 第38回(平成19年11月)～第40回(平成20年3月)

第38回 平成19年11月19日(月)

東大の川出教授にご出席いただき、少年法の勉強会をしました。

第40回 平成20年3月31日(月)

今後の取り組みについて討議しました。

第39回 平成19年12月4日(火)

少年法・国選弁護人について討議をしました。

会員の声

宮崎での人形劇公演

昨年12月1日に宮崎で27回目の人形劇公演をしてきました。今回は「犯罪被害者週間」キャンペーンとして公演したのですが主催の(社)宮崎犯罪被害者センターが「尊い生命(いのち)」—未来へ続く命のこえ—というテーマで一行詩を募りました。県内の小中高生や一般からの応募が5343編あり、その優秀作品の表彰式もありました。こういった取り組みはすご

坂口真弓

く有意義なものだと思います。一行詩を書いてもらうことで被害者問題と向き合うことができ、考えてもらえばから「是非、全国でもこのような取り組みが広まればいいな」と思いました。

最後に私の心に一番残った詩を紹介します。
「人は皆、きっと誰かの大切な人。一人でも多くの人が犯罪被害の悲しみを知ることがありませんように」

会員の声

愛知県「豊ヶ丘学園」にて

2月12日愛知県にある少年院「豊ヶ丘学園」で講演を行いました。

そこは短期の少年院で入院者が50人くらいの小規模な施設です。矯正教育の一環として年4回、被害者の講演を決めていて、少年たちは在園中に最低一度は話を聞くことになるそうです。4日後に届いた感想の中で、ほとんどの少年が自分は犯罪者だとありました。そしてあ

一井 彩子

る少年はいくら未成年であっても悪いことをしたら大人と同じように扱われるべきで少年法は要らないとありました。

園長さんがとても厳しい方で、犯した罪に向き合せているのが感じられました。ただ、1つ残念なのはこの園長さんはこの3月で定年退職されるそうです。上に立つ人が代わっても厳しくそして愛情をもって教育を続けてほしいと願います。

「あすの会」との出会い

商社に勤務していた主人が、元の上司に会社の仕事上で恨まれ殺されてしまったのは、私が区議会議員としての活動を始めて1年半過ぎた時でした。1ヶ月間、山中に埋められていた主人が、帰りを待ちわびる10歳と12歳(当時)の子どもの元に物言わぬ姿で帰って来たのは2004年のクリスマスイヴでした。

夫を、父親を突然奪われる、それだけで、遺族は立ち直れない悲しみと苦しみを受けていましたが、マスコミの攻勢、警察への対応、葬儀と続き嘔吐する間もありません。守らねばならない子どもたちの生活、心労で入院してしまった高齢の母の見舞い、その厳しい日常生活の中で、死ぬはずのなかった40歳の人間をこの世から葬るために各種手続きをこなさなくてはなりませんでした。会社の手続き、労災手続き、各種保険の手続き、銀行口座やクレジットカードの解約、資産譲渡の手続き、私にははじめてのこと、どれ一つとってもあまりに煩雑で、手間のかかるものでした。仕事で毎日区役所にも通っていた私でさえ、「どこの窓口に行けばいいのか」「誰に相談すればいいのか」さっぱりわからず、役所の縦割りの所轄に翻弄され、泣きながら一つずつの事務を片付ける日々。一方で、主犯と実行犯計6人の被告に対する刑事裁判が始まり、2006年5月まで続きました。

そのどん底の日々の中で、私は「あすの会」と出会いました。そして、同じ思いをする犯罪被害者の多さに驚き、皆様に本当に励まされてきました。「自分たちはひとい思いをしたが、次の被害者には同じ苦しみを与えてはいけ

近藤さえ子(中野区議会議員)

ない」という「あすの会」の精神に触れ、私も自分の立場でできることを常に考えてきました。

自身の体験から、また他の被害者の方々の話から、私は自治体に、被害者救済の窓口を作る必要性を強く感じました。「ここに行けば何をすればよいのか教えてくれる」場所と人材が身近にあれば、悲しみと苦悩の中にあって時間に追われる被害者はどんなに救われることか。私は2回にわたり区議会本会議の議会質問で「中野区に犯罪被害者支援窓口を。被害者の話を聞き、助力してくれるコーディネーターの存在を」と訴えました。隣の杉並区すでに稼働していた犯罪被害者支援窓口は大変参考になるものでした。

中野区は昨年11月、「あすの会」のパネル展のために区役所のロビーを開放しました。多くの方が関心を持って「あすの会」の活動の記録を見てくださいました。また、平成20年度予算に「犯罪被害者対策支援調整」として新たに248万円が計上されました。犯罪被害者等総合窓口を設置し、支援計画作成等を行うというものです。少しづつの動きですが、これは大きな一歩です。

私の質問で動いたと言うより、「あすの会」の努力で広がった犯罪被害者等の立場を理解しようという社会の動きに押されたものと考えますが、私は、今後中野区のこの施策がきちんと稼働するよう取組むとともに、他の自治体にも被害者支援の輪が広がるよう、皆様とともに歩んでいきたいと思います。

松尾 洋氏を悼む

「あすの会」のために2001年から4回のチャリティコンサートを開いて、多額の寄付をしてくださいました東京オペラ・プロデュース代表の松尾洋様が2月18日にお亡くなりになりました。享年65歳でした。

松尾様は、第7号ニュース・レター(2001年6月発行)に「チャリティコンサートについて」と題して寄稿されています。特にその末尾の文「人が人を思いやって、正義を尊重し、辛いことも悲しいことも踏み越えて少しでも気持ちの良い世の中になるよう、お互いにできることをして生き抜きましょう」の部分は、今でも我々を力づけてくれます。松尾氏の生前のご協力に感謝申し上げるとともに、ご冥福をお祈りいたします。

報道おぼえがき——平成19年(2007年)10月～平成20年(2008年)3月

10月	3日	東京練馬・精神科病院で入院患者の少年(18)が看護士を刺殺。殺人未遂で現行犯逮捕。
	6日	大阪寝屋川・万引きの男を追いかけコンビニ店員が刺殺される。19歳と15歳の少年を逮捕。
	9日	東京足立区・万引き中学生3人を窃盗の疑いで逮捕。「度重なる補導や授業妨害で学校の指導力では手に負えない」と中学校からの上申書提出を受け逮捕。
	10日	富山地裁高岡支部・誤認逮捕されて服役した冤罪事件の再審判決。無罪確定。
	14日	奈良・少年放火事件を巡り中等少年院送致となった長男(17)の供述調書流出事件で、長男を精神鑑定した精神科医を秘密漏示容疑で逮捕。
	16日	兵庫・インターネットで知り合った神奈川在住の中2女子を9日間連れまわした男を未成年者誘拐容疑で逮捕。
同日		兵庫・7歳女児が帰宅直後に玄関先で刺殺され死亡。
同日		広島高裁・養父、妻を殺害し保険金を騙し取った事件の控訴審判決は2審も死刑判決支持。
同日		滋賀大津地裁・登園中に2園児殺害事件の判決は、被告の主婦は統合失調症の影響で心神耗弱だったとして無期懲役。
18日		広島高裁・山口母子殺害差戻し審の第11回公判があり検察側は死刑求刑。
22日		福島家裁会津若松支部・母親を殺人と死体損壊の非行事実で送致された17歳少年の第1回少年審判。再精神鑑定を行うことに決定。
23日		自民党政務調査会は犯罪被害者等支援のための緊急声明を発表した。
25日		大阪高裁・寝屋川市の小学校で教職員3人が卒業生の少年(19)に殺傷された事件で、少年の控訴審の判決は1審の懲役12年を破棄し懲役15年。
26日		最高裁・オウム元幹部端本被告死刑確定。
同日		千葉地裁・男性2人射殺の元組長に死刑。
11月	6日	法務省が2007年版「犯罪白書」を公表。犯罪件数の約6割を再犯者が起こしているとの実態が明らかになった。
同日		犯罪被害者施策推進会議は犯罪被害者給付金の最高額を、交通事故で支払われる自動車損害賠償責任保険(自賠責)並みの4,000万円に近づけるなどの被害者支援策を決定。
同日		福岡地裁・幼児3人が犠牲になった飲酒運転追突事故で懲役25年を求刑。
同日		埼玉・74歳母親に暴行し野外に放置し死亡させた息子を逮捕。
8日		佐賀・入院患者が暴力団関係者と人違いされ病院で撃たれ死亡。
13日		宇都宮地裁・父殺害の元大学生長男に懲役8年の判決。
同日		札幌高裁・内縁の夫を殺害した女とその長男の控訴審判決は女を懲役5年、長男を函館家裁に再び移送とする減刑。
15日		最高裁・横浜市で妻の両親と義理の息子3人を刺殺した殺人事件の上告審判決は棄却され死刑確定。
23日		法務省は少年事件の被害者と家族に加害少年の送致される少年院の名称や出院時期を教える新たな通知制度を実施することを決めた。
27日		香川・祖母と孫2人が16日から行方不明になっている事件で祖母の義弟を逮捕。
28日		守屋前防衛事務次官と妻を収容容疑で逮捕。
同日		広島地裁・「3人保険金殺人」で無罪(求刑・死刑)判決。
12月	4日	広島高裁・光市母子殺害事件・元少年差し戻し控訴審第12回公判があり弁護側の最終弁論があった。改めて殺意を否定。
	7日	法務省は東京、大阪両拘置所で3人の死刑を執行し、はじめて氏名を公表した。鳩山法務大臣は「死刑という非常に重い極刑が法に基づいて適正に肅々と行われているかどうかは、被害者あるいは国民が知り理解する必要がある」と述べた。
	9日	東京・父が手入れ中のライフル銃を5歳の兄が触り、弾が弟の胸を貫通し死亡。
10日		東京地裁・2003年前橋市のスナックで暴力団抗争の巻き添えとなって4人が射殺された事件で組会長に求刑通りの死刑を言い渡した。
11日		高松高裁・DV防止法で接近禁止命令を受けながら別居中の妻を殺した事件の控訴審判決は懲役30年を言い渡した。
13日		2000年に起きた世田谷一家殺害事件に「公費懸賞金制度」を適用と警察庁が発表。
14日		長崎佐世保・スポーツクラブで男が散弾銃を乱射し2人死亡5人怪我。翌日容疑者は自殺。
17日		東京高裁・2005年板橋の建設会社社員寮で両親を殺害した少年の控訴審判決で懲役12年。

同日	大阪家裁・大阪地裁所長が路上強盗殺人に遭い重傷を負った事件の差し戻し審第1回公判で、当時14歳の少年に無罪にあたる不処分の決定。
20日	東京高裁・足立区立小の女性教員が殺害された事件で、殺人罪時効後に自首した男と男を雇用した同区に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で区と遺族の和解が成立した。
25日	大阪・女性下着投げ入れ男が、14年前の女性殺害にも関与した疑いがDNA鑑定で判明し逮捕された。
2008年 1月	
5日	東京品川・高2の少年が商店街で通行人男女5人を切りつけ現行犯逮捕された。
8日	福岡地裁・福岡市の幼児3人が犠牲になった飲酒運転追突事故で危険運転致死傷罪の成立認めず。法定刑上限の7年6ヶ月を言い渡した。
9日	青森八戸・母子3人が放火殺人された事件でナイフ所持の長男(18)を逮捕。
16日	大阪守口・生後18日の乳児が粘着テープで口をふさがれ殺害され出産祝い金が奪われた。
21日	前橋地裁・2003年暴力団抗争の巻き添えで市民ら4人が射殺された事件で、実行役の組幹部に求刑通りの死刑を言い渡した。
25日	秋田地裁・連続児童殺害事件の論告求刑公判で死刑求刑。
同日	法制審議会の少年法部会が開かれ、被害者の少年審判傍聴を認めることを柱とする要綱(骨子)を承認した。
26日	大相撲の時津風部屋の宿舎で力士が死亡した事件で元親方を逮捕。
31日	最高裁・佐賀・長崎で2人を殺害した保険金殺害事件で死刑確定。
2月	
1日	法務省は東京・大阪・福岡の各拘置所で死刑が確定していた3人の刑を執行した。昨年12月の執行から2ヶ月足らずで執行された。
同日	政府は犯罪被害者への給付金を自動車損害賠償責任保険(自賠責)並みに引き上げるため犯罪被害者等給付金支給法の改正案を閣議決定した。
13日	被害者や遺族に傍聴を認める少年法改正の要綱が法制審議会から鳩山法務大臣に答申された。
18日	名古屋地裁・愛知県安城市のスーパーで乳幼児3人が殺傷された事件で懲役22年が言い渡された。被告は仮出所後9日目の保護観察中に再犯していた。
23日	米国ロサンゼルス市警は27年前のロス疑惑で殺人罪に問われ、最高裁で無実が確定した元輸入雑貨会社社長を渡航先のサイパンで逮捕。
27日	広島高裁岡山支部・岡山、広島で高齢者2人を殺害した被告に死刑を言い渡した。
28日	大阪家裁・大阪地裁所長が強盗被害にあった事件で中等少年院送致の保護処分を受けた元少年は再審で無罪。
29日	最高裁第二小法廷・静岡県三島市で女子短大生が焼き殺された事件の上告審は棄却され死刑が確定。
同日	那覇地検・沖縄県米海兵隊員が中学3年の女子生徒に乱暴した事件で、生徒が「もうそっしといてほしい」と告訴を取り下げ不起訴。
3月	
5日	福岡地裁・北九州八幡西区で全焼した自宅から男性が遺体で見つかった事件で、殺人、非現住建造物等放火罪などに問われた妹の判決は「同房者使った不当捜査」として無罪。
17日	京都地裁・京都府と神奈川で親族2人を殺害し現金を奪った被告に死刑を言い渡した。
18日	大阪地裁・大阪寝屋川市の万引き追跡の店員刺殺事件で19歳少年に無期懲役を言い渡した。
同日	千葉県警・英國籍の英会話学校講師の他殺体が見つかった事件で、死体遺棄容疑で指名手配中の容疑者の新たな遺留品や捜査状況を呈した映像をインターネット上で公開し、情報提供を呼びかけることになった。
19日	秋田地裁・秋田連続児童殺害事件で被告に無期懲役を言い渡した。
同日	長崎地裁・長崎前市長射殺事件で被告に死刑求刑。
21日	最高検察庁・取調べの録音・録画を裁判員裁判の対象となる全事件で送検から起訴までの捜査段階で自白した容疑者に対して録音・録画を実施する方針を固めた。
22日	神奈川県・横須賀のタクシー運転手が刺殺された事件で車内に残されていたクレジットカード名義人の米兵を米軍が拘束。
23日	茨城土浦・殺人事件で指名手配中に再び刃物を振り回し通行人8人を殺傷した男を逮捕。
24日	最高裁第二小法廷・袴田事件で死刑が確定し再審請求中の死刑囚の特別抗告審で特別抗告を棄却する決定。
25日	岡山・岡山駅ホームで帰宅途中の男性を突き落とし死亡させた18歳少年を現行犯逮捕。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店

(普)6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普)2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

おねがい

ニュース・レターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

今年も年初から悲惨な事件が続出しております。

今冬は暖冬が予想されましたが、実際は、しばらく経験したことがない厳しい冬となりました。人間社会を写しているようです。体感治安は依然冷え々々の状態です。こんな状態が続いてよいわけがありません。せめて今年は、被害者参加制度が始まり、犯罪被害者にとって、優しい風が吹いてくれることを願って、昨年の第2回犯罪被害者週間行事「第8回大会」特集号を編集しました。皆様の今までの暖かいご支援に感謝するとともに、本年もよろしくお願い申し上げます。